

川崎市食の安全確保対策懇談会庁内連絡会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 この要領は、食の安全に関する情報提供を行い、施策体系の充実を図るため、川崎市食の安全確保対策懇談会庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置し、必要な基本事項を定める。

(意見聴取)

第2条 庁内連絡会議は必要に応じて、川崎市食の安全確保対策懇談会委員からの意見を聴取することができる。

(構成員)

第3条 庁内連絡会議の構成員は、食の安全に関する事務を所管する別表に掲げる市職員とする。

(補則)

第4条 この設置要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

局 名	部 名	役 職 名
総務企画局 経済労働局	都市政策部	企画調整課長
	都市農業振興センター	農業振興課長 農業技術支援センター所長
環境局 健康福祉局	中央卸売市場北部市場	業務課長
	環境対策部 保健医療政策部	地域環境共創課長 担当課長〔健康増進〕 担当課長〔食品安全〕 担当課長〔医事・薬事〕
こども未来局 上下水道局 教育委員会事務局	健康安全研究所	中央卸売市場食品衛生検査所長 担当課長〔理化学〕 担当課長〔微生物〕
	保育事業部 水管理センター 健康給食推進室	担当課長〔保育指導・人材育成〕 担当課長〔計画・調整〕 担当課長〔学校給食〕